

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める要望意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保、消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念されます。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用やセキュリティ対策などの経費は地方公共団体の負担とされており、これらの経費は国の責任で措置すべきです。

よって、国においては、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
2. 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
3. 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

北海道余市郡余市町議会議長 藤 野 博 三

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、消費者及び食品安全担当大臣